

社会福祉法人ひだまり

「陽空ひだまり」運営規程

放課後等デイサービス

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人ひだまり（以下、「事業者」という。）が設置する陽空ひだまり（以下、「事業所」という。）において実施する放課後等デイサービス（以下、「放課後等デイサービス」という。）に係る事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害児及びその障害児の（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下、「利用者」という。）の意向及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な放課後保護者等デイサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業者は、放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し集団生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。
- 2 事業所の従業者は、放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 3 事業者は、その提供する放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 4 前3項のほか、事業者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）その他関係法令等を遵守して、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用者の負担により事業所の職員以外の者による支援は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 陽空ひだまり
- （2）所在地 滋賀県米原市下多良1丁目86

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名(常勤職員 管理者兼務)

児童発達支援管理責任者は、利用者の放課後等デイサービス計画の作成、利用者に対する相談及び援助並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

(3) 児童指導員又は保育士等 2名以上(うち1名以上は常勤とする)

(4) 理学療法士、または作業療法士 1名以上

理学療法士は機能訓練を行い、作業療法士は生活動作能力の回復を行う。

(5) その他の従業者 2名以上

指導員は、個別支援計画に基づき利用者に対し適切に支援等を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。

ただし、祝祭日、12月31日から1月3日までの期間を除く。

(2) 営業時間 午前10時から午後6時まで

(3) サービス提供時間

月～金曜日 午後3時から午後6時まで

土曜日・学校休業日 午前10時から午後3時まで

(利用定員)

第7条 事業所において提供する放課後等デイサービスの利用定員は、10名とする。

(事業の主たる対象とする障害)

第8条 放課後等デイサービスを提供する主たる対象者は、障害児(18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者(発達障害児を含む))とする。

(放課後等デイサービスの内容)

第9条 事業所で行う放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 児童発達支援計画の作成

(2) 基本事業

(ア) 個別療育

(イ) 集団生活適応訓練

(ウ) 健康状態の確認、健康相談

(エ) 日常生活における基本的動作の訓練

(オ) 創作的な活動指導

- (カ) 相談、助言に関すること
- (キ) 社会生活支援、就労準備
- (3) 介護サービス
 - 更衣、排泄等の身体介助
- (4) 送迎サービス

(利用者から受領する費用の種類及びその額)

第 10 条 放課後等デイサービスを提供した際に事業者が受領する費用の額は、こども家庭庁長官が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた通所利用者負担額として利用者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 事業者は、放課後等デイサービスの提供にあたっては、前項の支払いを受けるほか、そのサービスの提供に係る便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 1 食あたり 500 円
- (2) おやつ代 1 食あたり 100 円
- (3) 教材費、利用料 1 回 (必要費用をその都度徴収する)
- (4) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者に負担させることが適当とみられるものの実費

3 事業者は、前 2 項の支払を受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。

4 費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けるものとする。

5 事業者は、第 1 項および第 2 項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証 (第 1 項については受領証) を、当該費用を支払った利用者に交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 事業所の通常事業実施地域は、米原市及び旧長浜市の全域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 12 条 利用者は、放課後等デイサービスの利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 他人を誹謗中傷する行為または他人に暴力等による危害を加える行為をおこなわないこと。
- (2) 故意または重過失により施設及び施設内備品を破損させないこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、事業所の管理及びサービスの提供のため必要な指示に反する行為をしないこと。

2 事業者は、事業者の職員、実習生、ボランティア (以下「職員等」という) が、利用者又は利用者に関係する者により次のハラスメント行為を受けた場合、当該利用者に関する契約を解約することができる。

(1) 身体的ハラスメント：身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員等が回避したため危害を免れたケースを含む）

【例】

- ・包丁（刃物）を向ける
- ・首を絞める
- ・たたく、殴る、蹴る、噛みつく
- ・ひっかく、つねる
- ・服を引きちぎる
- ・手を払いのける
- ・唾を吐く
- ・物を投げつける

(2) 精神的ハラスメント：個人の尊厳や人格を言葉によって傷つけたり、おとしめたり、敬意の欠如を示す行為

【例】

- ・無視し続け、サービス提供ができない
- ・奇声、大声を発する
- ・怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける
- ・職員等にいやがらせをする
- ・気に入っている職員等以外のサービスを拒否する
- ・刃物を胸元からちらつかせる
- ・謝罪して正座、土下座等するよう強く求める
- ・業務終了後も要望を次々と出される
- ・契約業務以上のサービスを強要する
- ・家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする
- ・掃除等の際に自宅の備品を破損させたと決めつけ賠償を迫る
- ・「盗人」と言い続ける
- ・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
- ・「たくさん保険料を支払っている」とサービス基準以上を強要し、断ると苦情を言う
- ・利用料金を数か月滞納し、「請求しなかった事業所にも責任がある」と支払を拒否する

(3) セクシュアルハラスメント：意に添わない性的誘いかけや行為者に対する好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

【例】

- ・必要もなく手や腕を触る
- ・抱きつく
- ・ヌード写真を見せる
- ・あからさまに性的な話をする
- ・卑わいな言動を繰り返す

- ・職員等の衣服等に手を入れる

(4) その他、社会通念に照らして著しく不当である行為

【例】

- ・要求内容、又は要求態度が著しく不当なクレーム（要求）
- ・故意に、事業所の建物、設備、備品などを汚損、破損させる
- ・インターネット上に、誹謗・中傷を掲載する
- ・職員等に対し、つきまとい等（身体の安全、住居等の平穩、名誉、行動の自由を害し、あるいはそのような不安を覚えさせるような行為）を反復して行うこと（「ストーカー行為等の規制等に関する法律」により規制されている行為）
- ・特定の職員等に、個人的な相談を頻回又は長時間行う

（緊急時等における対応方法）

第 13 条 事業者は、サービス提供時間内に利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、児童発達支援管理責任者又は管理者に報告するものとする。

（事故発生時における対応）

第 14 条 事業者は、利用者に対する放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

（非常災害・感染症対策・業務継続計画）

第 15 条 非常災害・感染症に適切に対応するために、別に定める消防計画及び業務継続計画等に基づき、日頃から必要な措置を講ずるものとする。

- 2 非常災害・感染症の発生の際にその事業が継続できるよう、行政、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう講ずるものとする。
- 3 職員に消防計画及び業務継続計画等について定期的に職員に周知し、研修及び訓練を定期的に行うとともに必要に応じて消防計画及び業務継続計画等の変更を行うものとする。

（苦情解決）

第 16 条 事業者は、事業所において提供した放課後等デイサービスに関する利用者等からの苦情を解決するために、必要な措置を講じるものとする。

（個人情報の保護）

第 17 条 事業所は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するものとする。

- 3 職員であった者に、業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 18 条 事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- （１）虐待の防止に関する責任者の選定
- （２）苦情解決体制の整備
- （３）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （４）基準第 45 条第 2 項第 1 号の虐待防止のための対策を検討する委員会の設置等

（その他運営に関する留意点）

第 19 条 事業者は、事業所において適切な放課後等デイサービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- （１）採用時研修 採用時 3 か月以内
- （２）継続研修 年 2 回以上

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業者は、利用者に対する放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該放課後等デイサービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。

（委任）

第 20 条 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ひだまりと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。
2. この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
3. この規程は、令和 7 年 6 月 20 日から施行する。
4. この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
5. この規程は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。
6. この規程は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。